

交通労働災害にかかる災害調査付表

事業場名

項目	交通災害防止のためのガイドラインに関する点検事項 (ただし、※はガイドラインに規定の無い事項)	評価			改善指示事項・特記事項
		○	△	×	
管理体制等	交通労働災害防止のための管理体制が確立されていたか。 交通労働災害防止に関し、計画の作成・実施・評価・改善について、安全委員会などで調査・審議を行っていたか。（50人以上の事業場） 交通労働災害防止に関し、方針の表明、目標の設定を行っていたか。「交通運輸業」				
適正な労働時間等の管理及び走行管理	改善基準告示等を遵守し、無理のない適正な運転時間等を設定した走行計画を作成していたか。「交通運輸業」 走行の開始及び終了の地点及び日時、拘束時間、運転時間及び休憩時間、走行に際して注意を要する箇所の位置、荷役作業の内容及び所要時間、走行の経路並びに主な経過地における出発及び到着の目安を記載した走行計画を作成していたか。「交通運輸業」 運転記録計（タコグラフ）等による運転業務従事者の乗務の状況を常に把握していたか。「交通運輸業」 走行終了後に走行計画どおり走行できなかったことを把握した場合、運転業務従事者からの聴取、タコグラフの記録の解析等により、その原因を把握し、次回以降の走行計画の見直し等を行っていたか。「交通運輸業」 運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録していたか。 最大積載量の厳守、偏荷重、荷崩れ防止等を徹底していたか。「交通運輸業」				
教育の実施・意識の高揚等	雇入れ時に、交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性についての教育を実施していたか。 改善基準告示等の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、交通安全情報マップなどについての教育を日常的に行っていたか。 教育の際、デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項も活用しているか。「交通運輸業」 イラストシート、写真などを使って、交通危険予知訓練を継続的に実施していたか。「交通運輸業」 教育指導の受講者、試験の合格者に対して、運転業務を認める運転者認定制度を導入していたか。「普通自動車以外の車両のある場合」 自動車の運転以外の勤務終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合、疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮していたか。「建設業」 次の交通労働災害防止のための取組を行っていたか。「交通運輸業」 ・ポスター又は標語の募集及び掲示　・交通労働災害の現場写真の掲示 ・表彰制度　・優良運転者の公表　・交通労働災害防止大会の開催 後部座席を含めシートベルトを着用していたか。着用の意識高揚をしていたか。 ※ 高速道路等の自動車専用道路上で車両故障した時の緊急避難を徹底していたか。 ※				
健康管理	健康診断を実施していたか。 医療保険者へのデータ提供及び特定保健指導の受診勧奨を行っていたか。 ※ 運転者の疲労による交通労働災害を防止するため、走行経路の途中において、適宜、肩、腕及び腰部のストレッチ、体操等により、運転時の疲労回復に努めるよう指導していたか。「長時間運転をさせる場合」				
その他	安全（反射）ベストを着用させていたか。「夜間の二輪車、歩行者」 安全帽の着用、夜間の場合に後方反射器材等を備えていたか。「自転車」 異常気象や天災の場合は、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など、運転者に必要な指示を行っていたか。 走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置を取つていたか。「車両故障を伴う場合」 自動車に安全装置等を整備していたか。（自動ブレーキ、ドライブレコーダー、エアバッグ、A B S等） Gマーク（貨物自動車運送事業安全性評価事業）の認定を受けていたか。「道路貨物運送業」 ※				

重点業種（交通運輸業、新聞販売業）の場合に使用すること。その他の場合も必要に応じて使用すること。

「」を付した項目は、「」内の場合に点検することを基本とするが、事案に応じて項目を加除して差し支えない。また、改善基準告示については、交通運輸業に限る。

評価欄について、○実施済み、△一部未実施、×未実施の該当する箇所に「✓」印を記入すること。